

令和元年10月8日
指 導 室

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例について

1 改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

2 改正の概要

臨時的に任用された職員について、リフレッシュ休暇の対象から外す。

(1) 臨時的に任用された職員の特別休暇

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員の特別休暇

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

3 幼稚園教育職員の「リフレッシュ休暇」について

リフレッシュ休暇とは、一定の勤続年数に応じて、労働者や家族へ慰労や健康維持、自己啓発などを目的として付与される休暇であり、リフレッシュ休暇の目的や地方公務員法及び地方自治津法等の法律及び通知等との整合性を踏まえ、改正するものである。

4 今後の予定

令和2年4月1日 施行

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、 出産その他の特別の事由により、勤務しないことが 相当である場合における休暇（以下「特別休暇」と いう。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、 妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休 暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児 参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休 暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看 護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するも のとする。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、 出産その他の特別の事由により、勤務しないことが 相当である場合における休暇（以下「特別休暇」と いう。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応 じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、 妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、 母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出 産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、 災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看 護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産 休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保 健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援 休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害 休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ 休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>